

# 処 分 基 準

平成 1 8 年 8 月 9 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律				
根 拠 条 項：第25条第 2 項第 2 号（処分移送通知書の送付を受けた際の営業の停止）				
処 分 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の停止命令				
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）				
法 令 の 定 め： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第 5 条（営業の停止の基準）				
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく営業停止命令の基準  第 1 用語の意義 この基準における用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例によるほか、以下に掲げるとおりとする。  1 「営業停止命令」とは、法第23条第 1 項（公安委員会による営業停止命令）又は第25条第 2 項第 2 号（処分移送通知書を受けた公安委員会の処分）の規定により、営業停止を命ずることをいう。  2 「違反行為」とは、法の指示（公安委員会の指示）に違反する行為、読替え後の道路交通法の規定による指示（最高速度違反行為・過労運転に係る自動車運転代行業者に対する指示）に違反する行為又は自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合における当該指示の理由となった政令第 5 条第 1 項第 1 号八の表行為の欄に掲げる行為をいう。  <table border="1" data-bbox="256 1682 1390 2069"><thead><tr><th>政令第 5 条第 1 項第 1 号八の表行為の欄に掲げる行為</th></tr></thead><tbody><tr><td>運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第 1 項第 1 号から第 4 号（無免許転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）までの規定に違反する行為</td></tr><tr><td>運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項（一般旅客自動車運送事業の許可）第 43条第 1 項（特定旅客自動車運送事業の許可）又は第80条第 1 項（有償運送の禁止）の規定に違反する行為</td></tr><tr><td>法第 5 条第 1 項（申請書等虚偽記載）、第 6 条（認定証掲示義務違反）、第 8 条第</td></tr></tbody></table>	政令第 5 条第 1 項第 1 号八の表行為の欄に掲げる行為	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第 1 項第 1 号から第 4 号（無免許転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）までの規定に違反する行為	運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項（一般旅客自動車運送事業の許可）第 43条第 1 項（特定旅客自動車運送事業の許可）又は第80条第 1 項（有償運送の禁止）の規定に違反する行為	法第 5 条第 1 項（申請書等虚偽記載）、第 6 条（認定証掲示義務違反）、第 8 条第
政令第 5 条第 1 項第 1 号八の表行為の欄に掲げる行為				
運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第 1 項第 1 号から第 4 号（無免許転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）までの規定に違反する行為				
運転代行業務に関し道路運送法第 4 条第 1 項（一般旅客自動車運送事業の許可）第 43条第 1 項（特定旅客自動車運送事業の許可）又は第80条第 1 項（有償運送の禁止）の規定に違反する行為				
法第 5 条第 1 項（申請書等虚偽記載）、第 6 条（認定証掲示義務違反）、第 8 条第				

1 項（変更届出義務違反）、第 9 条第 1 項（認定証返納義務違反）、第 10 条（名義貸しの禁止）若しくは第 16 条（代行運転自動車標識表示義務違反）の規定に違反する行為、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 74 条の 2 第 1 項（安全運転管理者の選任）若しくは第 4 項（副安全運転管理者の選任）若しくは第 75 条第 1 項第 7 号（駐停車違反）の規定に違反する行為、法第 20 条第 1 項（公安委員会の帳簿等の備付け義務違反）に規定に違反する行為又は法第 21 条第 1 項（公安委員会の立入検査拒否等）の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

法第 11 条（料金揭示義務違反）、第 12 条（損害賠償措置義務違反）、第 13 条第 1 項（約款揭示義務違反）若しくは第 3 項（約款届出義務違反）、第 17 条第 1 項（随伴自動車表示義務違反）若しくは第 20 条第 2 項（国土交通大臣の帳簿等の備付け義務違反）の規定に違反する行為又は法第 21 条第 2 項（国土交通大臣の立入検査拒否等）の規定に違反して報告せず若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為

法第 14 条第 2 項（代行業務従事制限違反）の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し、読替え後の道路交通法第 74 条の 2 第 2 項（安管業務不履行）、第 7 項（安管権限付与）若しくは第 8 項（安管受講義務）の規定に違反する行為

法第 15 条（役務提供の条件の説明義務）、第 17 条第 3 項（随伴用自動車の表示の遵守義務）又は第 18 条（利益の保護に関する指導義務）の規定に違反する行為

- 3 「自動車運転代行業者等」とは、自動車運転代行業者並びにその安全運転管理者等及び運転代行業務従事者をいう。

## 第 2 営業停止命令を行う基準

- 1 自動車運転代行業者に対する営業停止命令は、政令第 5 条第 1 項第 2 号（累積点数が基準を満たした場合の営業停止）に定める基準に該当することとなった場合に行うことを原則とする。
- 2 政令第 5 条第 1 項第 2 号（累積点数が基準を満たした場合の営業停止）に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合には、政令第 5 条第 1 項第 3 号（累積点数が基準を満たさない場合の営業停止）の規定により営業停止命令を行うものとする。
  - (1) 自動車運転代行業者が法第 22 条第 1 項（公安委員会の指示）又は第 25 条第 2 項第 1 号（処分移送通知書を受けた公安委員会の処分）の規定による指示に違反した場合、ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責めに帰することが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令を行わないことができるものとする。
  - (2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 1

号から第4号（無免許運転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）までの規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故（人の傷害に係る事故のうち、当該傷害事故に係る負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上であるもの又は後遺障害（道路交通法施行令別表第1の2の表に規定する後遺障害をいう。）が存するものをいう。以下同じ。）を起こした場合

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

3 政令第5条第1項第2号に定める基準に該当しない場合であっても、以下に掲げる場合に該当したとして、国土交通大臣から法第23条第2項（国土交通大臣からの営業停止命令の要請）の規定による要請があったときは、政令第5条第1項第4号の規定により営業停止命令を行うものとする。

(1) 自動車運転代行業者が法第22条第2項（国土交通大臣指示）の規定による指示に違反した場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責めに帰することが相当でないと認められる特別の事情があるときには、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(2) 自動車運転代行業者等が、運転代行業務に関し道路運送法第4条第1項（一般旅客自動車運送業の許可）、第43条第1項（特定旅客自動車運送事業）又は第80条第1項（有償運送の禁止）の規定に違反する行為をし、よって死亡事故又は重傷事故を起こした場合。

ただし、自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が当該行為をした場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていた場合等当該違反を業者の責めに帰することが相当でないと認められる特別の事情がある場合には、営業停止命令を行わないことができるものとする。

(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、以下に掲げる場合その他の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められる場合

ア 自動車運転代行業者等が違反行為をし、検挙された場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

イ 自動車運転代行業者等が行った違反行為に関連して他の法令に違反する行為が行われた場合であって、当該事案の悪質性にかんがみ、営業停止命令を行うことが適当と認められるとき。

3 1、2により営業停止命令を行う場合には、以下の事項に留意する。

(1) 累積点数の算出の基礎として自動車運転代行業者に点数が付されるのは、以下の場合に限られること（政令第5条第1項第1号）。

- ア 自動車運転代行業者が法の指示「法第22条第1項（公安委員会の指示）若しくは第2項（国土交通大臣の指示）又は第25条第2項第1号（処分移送通知書を受けた公安委員会の処分）の規定による指示」に違反した場合。
- イ 自動車運転代行業者等が運転代行業務に関し読替え後の道路交通法の規定「道路交通法第22条の2第1項（最高速度違反行為）、第51条の4（駐停車違反＝放置違反金）及び第66条の2第1項（過労運転）の規定」による指示に違反した場合
- ウ 自動車運転代行業者が法の指示を受けるに至った場合において、当該指示の理由が、当該自動車運転代行業者等により政令第5条第1項第1号八の表行為の欄に掲げる行為がされたことである場合

政令第5条第1項第1号八の表行為の欄に掲げる行為
運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号（無免許運転・最高速度違反・酒気帯び運転・過労運転等の下命容認）までの規定に違反する行為
運転代行業務に関し道路運送法第4条第1項（一般旅客自動車運送事業の許可）、第43条第1項（定旅客自動車運送事業の許可）又は第80条第1項（有償運送の禁止）の規定に違反する行為
法第5条第1項（申請書等虚偽記載）、第6条（認定証揭示義務違反）、第8条第1項（変更届出義務違反）、第9条第1項（認定証返納義務違反）、第10条（名義貸しの禁止）若しくは第16条（代行運転自動車標識表示義務違反）の規定に違反する行為、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の2第1項（安全運転管理者の選任）若しくは第4項（副安全運転管理者の選任）若しくは第75条第1項第7号（駐停車違反）の規定に違反する行為、法第20条第1項（公安委員会の帳簿等の備付け義務違反）に規定に違反する行為又は法第21条第1項（公安委員会の立入検査拒否等）の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
法第11条（料金揭示義務違反）、第12条（損害賠償措置義務違反）、第13条第1項（約款揭示義務違反）若しくは第3項（約款届出義務違反）、第17条第1項（随伴自動車表示義務違反）若しくは第20条第2項（国土交通大臣の帳簿等の備付け義務違反）の規定に違反する行為又は法第21条第2項（国土交通大臣の立入検査拒否等）の規定に違反して報告せず、若しくは資料の提出をせず若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為
法第14条第2項（代行業務従事制限違反）の規定に違反する行為又は運転代行業務に関し、読替え後の道路交通法第74条の2第2項（安管業務不履行）、第7項（安管権限付与）若しくは第8項（安管受講義務）の規定に違反する行為
法第15条（役務提供の条件の説明義務）、第17条第3項（随伴用自動車の表示の遵守義務）又は第18条（利益の保護に関する指導義務）の規定に違反する行為

- (2) 累積点数は、政令第5条第1項第2号イからへまでに掲げる事由が生じた日から起算して過去2年以内に行われた違反行為のそれぞれについて自動車運転代行業者に付された点数を合算することにより算出されるものであること（政令第5条第1項第2号）。
- (3) 自動車運転代行業者が営業停止命令を受けたことがある場合には、当該命令を受ける前に行われた違反行為に付された点数は、以後の営業停止命令発動の根拠となる累積点数には含まれないこと（政令第5条第1項第2号）。

### 第3 営業停止の期間について

- 1 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、以下に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数を超えない範囲内のものとする。ただし、随伴用自動車が1台の場合で、当該日数が政令第5条第1項第2号又は第3号若しくは第4号に定める上限の期間を越えるときは、当該上限の期間とする。

- (1) 政令第5条第1項第2号の規定により営業停止を命ずる場合

下表の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ以下の方法により算出した日数（小数点以下は切り上げるものとする。）

前歴の回数	累積点数	期間	前歴の回数	累積点数	期間
なし	4点・5点・6点	30日	2回以上	2点・3点・4点	30日
	7点・8点・9点	60日		5点・6点・7点	60日
	10点・11点・12点	90日		8点・9点・10点	90日
	13点以上	120日		11点・12点・13点	120日
1回	3点・4点・5点	30日		14点・15点・16点	150日
	6点・7点・8点	60日		17点以上	180日
	9点・10点・11点	90日			
	12点・13点・14点	120日			
	15点以上	150日			

$$T = t(C + 9) / 10C$$

- ・ T = 営業停止の期間
- ・ t = 「期間」の欄に定める日数
- ・ C = 直近の違反行為が行われた時点における随伴用自動車の台数

- (2) 政令第5条第1項第3号又は4号（累積点数が基準に満たない場合の営業停止）の規定により営業停止を命ずる場合、下表の「前歴の回数」欄及び「累積点数」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)の方法により算出した日数

前歴の回数	累積点数	期間
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

2 前記にかかわらず、以下のような事由があるときは、情状により、処分を加重することができるものとする。

ただし、政令第5条第1項第2号又は第3号に定める上限の期間を超えることはできない。

ア 違反行為の態様が著しく悪質であること。

イ 交通の安全又は利用者の利益が害される結果が生じている場合等違反行為の結果が重大であること。

3 前記にかかわらず、次のような事由があるときは、情状により、処分を軽減することができるものとする。

(1) 自動車運転代行業者の安全運転管理者等又は運転代行業務従事者が違反行為を行った場合であって、自動車運転代行業者が違反行為を防止するため相当の注意・監督義務を尽くしていたと認められること。

(2) 違反行為を行った後、自ら改善措置を講じていること。

問い合わせ先：島根県警察本部交通部交通企画課（電話0852-26-0110 内線5025・5026）

備 考：









